

質問に対する回答

令和6年2月27日

NO	仕様書の項目	質問内容	回答
1	5 業務委託の内容 (1) 相談体制 ア 相談機関	相談期間は令和7年3月31日までとありますが、報告書作成や決算作業のために、2週間程度相談終了を早めることは可能ですか。	本事業は単年度契約であることから、3月1週目時点の相談受付状況を考慮しつつ、順次、新規の受付け業務を停止し、年度末においてすべての相談を終えるよう調整していただきたいと思います。
2	-	昨年度と本年度の実績（アクセス数・相談件数）をご教示ください。	令和4年度実績：アクセス数5、相談件数4 ※受付期間令和4年2月17日～3月31日まで 令和5年度実績：アクセス数554、相談件数475 ※受付期間令和5年5月8日～1月31日現在